

会員規約

第1条（目的）

ヘルスコミュニティークラブ（以下「本クラブ」）は、会員の方が各種病気、怪我の予防や健康維持、健康増進を図る予防医学の実践の場とプログラムを提供すると共に、会員相互の親睦を振興することで生活の質を高めることを目的としています。

第2条（運営）

本クラブの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は特定非営利活動法人 FINE が行います。

第3条（入会資格）

1. 本クラブに入会できる方は、以下の各号に定めるとおりとしますが、入会後であっても各項に反する事象が判明した時点で退会していただきます。
 - ①本規約および諸規則を遵守できる方
 - ②医師等により運動を禁じられず、本クラブの参加に支障がないと申告された方
 - ③他の利用者に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
 - ④過去の会費等において未払いの責務のない方
 - ⑤暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。
2. 妊娠中の方については、原則として本クラブを利用することは認められません。ただし妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、本クラブが認めた場合は、この限りではありません。

第4条（会員種類および料金）

1. 本クラブの会員種類および料金は、実施施設毎の料金表に定めます。
2. 料金とは、入会金、月会費または年会費、利用料等を指します。
3. 本クラブは、会員種類の追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。
4. 本クラブは、社会情勢、運営状況等を踏まえ料金を改定することがあり、改定後の料金および内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。ただし本クラブが別途定める場合はこの限りではありません。

第5条（入会手続き）

1. 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本規約に同意した上で、第4条に定めた料金をお支払いいただきます。
2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第14条（利用上の諸注意）に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

第6条（会員資格）

1. 会員には、会員資格が付与されます。
2. 会員は、会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないものとします。

第7条（会費等の支払い）

1. 月会費または年会費は、本クラブの利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。
2. 月会費または年会費の支払いは、本クラブが定める手段によるものとします。
3. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った月会費または年会費、利用料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。
4. 会員が本クラブを退会し、本クラブに再度入会する場合、会員は、改めて入会金等を本クラブの定めに従い支払うものとします。

第8条（会員証）

1. 本クラブは、会員に対し会員証を発行いたします。
2. 会員は、本クラブを利用する際、会員証を提示してください。
3. 会員が会員証を他に譲渡、共有または貸与することを禁止します。
4. 会員は、会員証を紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合は速やかに再発行の手続きをしてください。

第9条（退会手続き）

1. 会員は、退会を希望する場合、所定の退会手続きを取るものとします。
2. 退会手続きの完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - ①退会する月の10日までに退会手続きが完了した場合、退会日は、退会手続き完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。
 - ②退会手続きの完了が11日以降になった場合、退会日は、退会手続き完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。
3. 会員は、本クラブの利用の有無にかかわらず退会日までの会費を支払う必要があるものとします。また、未払いの利用料等その他一切の支払いを退会日までに完了させるものとします。
4. 会員が、本クラブに対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、本クラブ所定の退会手続きを終えない限り、退会とはみなされません。会員は、退会手続きを適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会費その他の支払義務が存続することを十分に認識するものとします。
5. 会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で本クラブが認める方が、退会手続きを完了させる必要があるものとし、当該退会手続きについては、本条の上記各規定が適用されるものとします。ただし会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。

第10条（会員種別変更手続き）

1. 会員は、会員種別の変更を希望する場合、所定の会員種別変更手続きを取るものとする。
2. 会員種別変更手続きの完了日と変更日との関係は以下に定めるとおりとし、変更日をもって会員契約が変更するものとします。
 - ①変更を希望する前月の10日までに会員種別変更手続きが完了した場合、変更日は、会員種別変更手続き完了月の翌月1日またはそれ以降の月の1日から、会員が会員種別変更手続き時に指定する日とします。
 - ②会員種別変更手続きの完了が11日以降になった場合、変更日は、会員種別変更手続き完了月の

翌々月 1 日またはそれ以降の月の 1 日のうち、会員が会員種別変更手続き時に指定する日とします。

第 11 条（会員契約の取消）

1. 本クラブは、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことができるものとします。
 - ①第 3 条（入会資格）に定める条件に反していることが判明した場合
 - ②入会手続において虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合
 - ③入会手続において本クラブに申告した情報に不備や偽りがあり、それについて本クラブが会員の利用を不適當であると判断した場合
 - ④本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した場合
 - ⑤会員として品位を損なうと認められる非行があった場合
 - ⑥本クラブの合理的な指示・指導に従わない場合
 - ⑦その他、本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合
2. 前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

第 12 条（会員資格の取消）

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ①会員が退会された場合
- ②会員が除名された場合
- ③会員が死去された場合
- ④本クラブが解散した場合

第 13 条（ビジター）

1. 会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし本クラブは、ビジターが第 3 条（入会資格）に定める入会資格を充たさない場合、ビジターの入場をお断りすることがあります。
2. ビジターが利用できる範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし本クラブが必要と認めた場合には、利用できる範囲を制限することがあります。
3. ビジターは利用に際し、本クラブが別に定める利用料等を支払わなければなりません。
4. 会員は、同伴したビジターに関する一切の責任をビジターと連帯して負うものとします。
5. 会員の同伴がなくても、本クラブが認めた場合はビジターとして利用できるものとします。

第 14 条（利用上の諸注意）

1. 会員およびビジター等、本クラブを利用する方（以下「利用者」）は、本施設における各種活動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のある利用者、服薬・通院されている利用者は、ご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
2. 本クラブは、プログラムの実施に際し、利用者が安全にお楽しみいただけるよう十分に配慮するものとします。
3. 利用者は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他の利用者の怪我、事故等を回避するよう注

意するものとします。

4. 利用者は、本クラブのスタッフから怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、それに従うものとします。
5. 利用者が利用する際に生じた怪我、事故等に対して、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。利用者同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、利用者同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。
6. 被害にあわれた利用者が、本クラブや被害を与えた利用者に対して損害の賠償を請求した場合といえども、本クラブや被害を与えた利用者について故意または過失が認められないときには、必ずしも補償が受けられるわけではないことを、また、その場合に利用者が発生した損害（怪我の治療費や休業損害、後遺症等を含む）は、利用者自身が負担する必要があることを認識するものとし、利用者は、必要と認めるときは、自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等についての補償を受けられる措置をとるものとします。本クラブは、利用者が損害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責任を負うものではありません。

第 15 条（会員情報）

1. 会員は、入会手続きに定める住所、氏名、連絡先等の情報（以下「会員情報」）を正しく本クラブに申告するものとし、また、当該会員情報に変更が生じた場合には、速やかに本クラブに当該変更内容を申告するものとします。
2. 本クラブは、本規約に別途定める場合を除き、本クラブの個人情報保護方針に従い利用・管理するほか、お客様が本クラブ内で事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他の医療関係者に開示することができるものとします。
3. 本条第 1 項に定めるほか、本クラブは、必要に応じて、個人情報を個別に会員から収集することができるものとします。その場合、本クラブは、当該収集の目的および用途について、会員から同意を得るものとします。また、当該同意の取得方法については、個人情報保護法その他の法令に従うものとします。
4. 本クラブは、会員から申告された個人情報に基づいて対応するものとし、会員が個人情報を、本クラブに正しく申告しなかったことに起因して、会員に生じた不利益について、本クラブは、何らの責任も負わないものとします。
5. 本クラブは、個人情報を適切に管理するものとします。

第 16 条（発効）

本規約は 2019 年 4 月 1 日より発効します。